

仕 様 書

令和 6 年度
海上保安学校

工 事 概 要

工 事 件 名	海上保安学校（浮き桟橋前ほか）外灯更新工事
工 事 場 所	京都府舞鶴市字長浜 2 0 0 1 番地 海上保安学校
工 事 期 間	契約日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日
工 事 概 要	海上保安学校構内の劣化した外灯の更新を行うもの。

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総 則

1.1.1 適 用

- (1) 本仕様は、建築物等の模様替及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事に適用する。
- (2) 本仕様に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。
- (3) 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。
 - (ア) 質問回答書（(イ)から(オ)までに對するもの）
 - (イ) 現場説明書
 - (ウ) 特記仕様
 - (エ) 図面
 - (オ) 改修標準仕様書

1.1.2 用語の定義

改修標準仕様書の用語の意義は、次による。

- (ア) 「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。
- (イ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
- (ウ) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (エ) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (オ) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (カ) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、機器及び材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目方法等について確認できる資料をいう。
- (キ) 「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。
- (ク) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (ケ) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (コ) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
- (サ) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法

等をいう。

- (シ)「特記」とは、1.1.1「適用」(3)(ア)から(エ)までに指定された事項をいう。
- (ス)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (セ)「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (ソ)「施工図等」とは、施工図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (タ)「JIS」とは、産業標準化法（昭和24 年法律第185 号）に基づく日本産業規格をいう。
- (チ)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
- (ツ)「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (テ)「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17 年法律第18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ト)「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
- (ナ)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が施工上の措置を判断すべき場合においては、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (ニ)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書」のある場合は、他の手段によることができることをいう。
- (ヌ)「標準仕様書」とは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）をいう。
- (ネ)「標準図」とは、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）をいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.1.4 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- (1) 工事实績情報システム（CORINS）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63 年法律第91 号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (ア) 工事受注時 契約締結後10 日以内
 - (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後10 日以内
 - (ウ) 工事完成時 工事完成後10 日以内なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。
- (2) 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。
- (2) 改修標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」について

は、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24 年法律第100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12 年法律第127 号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。
また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

(ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

(イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合

(ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

(オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰することができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.1.11 特許の出願等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

1.1.13 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

第2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう 実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- (5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

1.2.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

1.2.3 施工図等

- (1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

1.2.4 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は、特記による。
- (2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録等について、監督職員より請求されたときは、提示又は提出する。

第3 節 工事現場管理

1.3.1 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

1.3.2 電気保安技術者

- (1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。
- (2) 電気保安技術者は、次による。
 - (ア 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (イ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (4) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

1.3.3 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。
 - (ア 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (イ 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (ウ 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記による。
- (3) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (4) (1)から(3)まで以外の施工条件は、特記による。

1.3.4 品質管理

- (1) 1.2.2「施工計画書」(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

1.3.5 施工中の安全確保

- (1) 建築基準法（昭和25 年法律第201 号）、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）その他関係法令等に基づくほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年9月2 日付け 国土交通省告示第496 号）及び「建築工事安全施工技術指針」（平成7 年5 月25 日付け建設省 監発第13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (5) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。
 - (ア 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (イ 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

1.3.6 火気の取扱い

建物内の火気の使用は、原則として、行わない。ただし、やむを得ず火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。

- (ア 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。
- (イ 火気の使用箇所付近に、可燃性のもの及び危険性があるものは、置かない。
- (ウ 火気の使用箇所付近は、防災シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。

(エ 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

1.3.7 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

1.3.8 災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

1.3.9 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成5 年法律第91 号）、騒音規制法（昭和43 年法律第98 号）、振動規制法（昭和51 年法律第64 号）、大気汚染防止法（昭和43 年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45 年法律第138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成14 年法律第53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3 年法律第48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5 年1 月12 日付け 建設省経建発第3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。
- (2) 塗料その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (3) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

1.3.10 既存部分等への処置

- (1) 工事目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。
- (2) 既存部分の養生は、第7 節「養生」による。
- (3) 工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

1.3.11 後片付け

- (1) 作業終了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。
- (2) 工事の完成に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

第4 節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。
- (2) 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

1.4.2 機材の品質等

- (1) 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。
なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
- (2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）

を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS によると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

- (3) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18 年2 月15 日 林野庁）に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。
- (4) 調査を要する材料は、調査表等を監督職員に提出する。
- (5) 機材の色等については、監督職員の指示を受ける。
- (6) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。

1.4.3 再使用機材

- (1) 取外し後再使用と特記された機材は、次による。
 - (ア 取外し前に状態及び機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。
 - (イ 取外し後に再使用する機材をウェス等で清掃する。
なお、特別な清掃を行う場合は特記による。
 - (ウ 取外し後再使用までの間は、機材の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。
なお、保管場所は監督職員と協議する。
- (2) 取外し後再使用するに当たり、機材の性能、機能に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

1.4.4 機材の搬入

機材は工事現場へ搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.4.5 機材の検査等

- (1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) (1)による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。

1.4.6 機材の検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の場合に行う。
 - (ア 設計図書に定められた場合
 - (イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (2) 試験方法はJIS、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電機工業会規格）等に定めのある場合は、これによる。
- (3) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

1.4.7 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないように保管する。

なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。

第5節 施工調査

1.5.1 施工計画調査

工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書作成のための調査及び打合せを行う。

1.5.2 事前調査

施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督職員に報告する。

1.5.3 事前打合せ

次の関係者と当該工事に必要な打合せを行う。

- (ア 入居官署
- (イ 当該施設の電気主任技術者
- (ウ 関係官公庁（建築主事、消防署等）
- (エ 電気事業者、通信事業者
- (オ その他

第6 節 施工

1.6.1 施工

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。

1.6.2 一工程の施工の事前確認

- (1) 一工程の施工に先立ち、次の項目について監督職員に報告する。
 - (ア 施工前の調査の期間及びその時間帯
 - (イ 工種別又は部位別の施工順序及び施工可能時間帯
 - (ウ 工種別又は部位別の足場その他仮設物の設置範囲及びその期間
- (2) 第2 編以降の2.1.1「事前確認」による項目を確認し、監督職員に報告する。

1.6.3 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

1.6.4 施工の検査等

- (1) 設計図書に定められた場合又は1.6.3「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。
- (2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

1.6.5 施工の検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の場合に行う。
 - (ア 設計図書に定められた場合
 - (イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

1.6.6 施工の立会い

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.6.7 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

- (ア 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
- (イ 環境の保全に有効な工法等の提案
- (ウ 生産性向上に有効な工法等の提案

1.6.8 化学物質の濃度測定

- (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は、特記による。
- (3) 測定結果は、監督職員に提出する。

第7節 養生

1.7.1 養生範囲

既存部分の養生範囲は、特記による。特記がなければ、工事後に使用される建築物、設備、備品等が、工事中に汚損、変色等により、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督職員と協議する。

1.7.2 養生方法及び清掃

- (1) 養生の方法は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等の適切な方法で行う。
 - (2) 既存設備等の養生方法は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等で養生する。
 - (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動は、特記による。
 - (4) 仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外にじんあい等が飛散しないように養生する。
 - (5) 機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等で養生し、既存仕上げ材を損傷させないようにする。
 - (6) 作業通路、搬入通路等に隣接して盤等のスイッチ類がある場合は、誤動作しないように養生する。
 - (7) 工事に既設エレベーターを使用する場合は、型枠用合板等で養生を行い、エレベーターに損傷を与えないようにする。また、台車を使用する場合等、積載方法に応じた許容荷重を確認する。
- なお、使用後は原状に復旧する。
- (8) 切断溶接作業を行う場合は、防災シート等で養生する。
 - (9) 漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督職員と協議する。

1.7.3 養生材撤去

養生材の処理は、第8節「撤去」による。

第8節 撤去

1.8.1 一般事項

機材を取外し後再使用しない場合（以下「撤去」という。）は、次による。

- (ア) 撤去場所の作業環境については、1.3.5「施工中の安全確保」及び1.3.9「施工中の環境保全等」に準じる。
- (イ) 撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置は特記による。

1.8.2 撤去作業の安全対策

撤去作業に伴う安全対策は、1.3.5「施工中の安全確保」によるほか、次による。

- (ア) 粉じん、ほこりが多量に発生するおそれのある場合は、有効な換気装置を設置する。
- (イ) 石綿の撤去については、特記による。
- (ウ) 油及びガス関係の設備の撤去には、火気を使用してはならない。

1.8.3 有害物質を含む撤去

撤去部に石綿、鉛、PCB 等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、監督職員と協議する。

1.8.4 既存間仕切壁の撤去

既存間仕切り壁の撤去は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「改修標準仕様書（建築工事編）」という。）6章3節「既存壁の撤去及び下地補修」による。

1.8.5 既存天井の撤去

既存天井の撤去は、改修標準仕様書（建築工事編）6章4節「既存天井の撤去及び下地補修」による。

1.8.6 撤去後の補修及び復旧

- (1) 壁付け機器、床置機器、天井付け機器の撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修、床補修等は、特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。
- (2) 床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの仕様は、特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。

第9 節 発生材の処理等

1.9.1 一般事項

- (1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。
なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
- (2) 発生材の処理は、次による。
 - (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。
なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
 - (a) PCB を含む機器類は、PCB が飛散、流出、地下への浸透等がないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後に監督職員に引渡す。
なお、容器については特記による。
 - (b) PCB を含む機器類の取扱い作業は必ず構内で行い、構外搬出は行わないこととする。
 - (c) PCB を含む機器類の取扱いについては、(a)及び(b)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところによるものとする。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。
 - (ウ) 発生材のうち、現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。
なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成して監督職員に提出する。
 - (エ) (アからウまで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。
- (3) 発生材の保管、集積場所が必要な場合は、特記による。
- (4) 産業廃棄物の処理は、収集から最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

第10 節 工事検査及び技術検査

1.10.1 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア及びイ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.10.2 技術検査

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。

- (ア 1.10.1「工事検査」(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。
- (イ 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。
- (ウ 発注者が特に必要と認めたとき。
- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

第2章 共通事項

3.1 停電作業

停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項に留意する。

- (ア 事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議する。
- (イ 緊急時等の連絡体制表を作成し、必要箇所に表示する。

3.2 活線及び活線近接作業

活線及び活線近接作業は、行わない。ただし、やむを得ず作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項による。

- (ア 管理体制、管理範囲、表示、保護具・防具等について作業手順書を作成し、監督職員と協議する。
- (イ 特別高圧及び高圧回路（以下「高圧回路等」という。）の作業中は、電気主任技術者、監督職員又は電気保安技術者の立会いを受ける。
- (ウ 高圧回路等に係る次の作業を行う場合は、絶縁用保護具を着用する。
 - (a) 高圧回路等を取扱う作業で感電するおそれがある場合
 - (b) 高圧回路等に接触し、感電するおそれがある場合
 - (c) 高圧回路等が作業者の頭上0.3m以内又は作業者から0.6m以内に接近して作業することにより、感電するおそれがある場合
- (エ 高圧活線近接作業に使用する絶縁用保護具及び絶縁用防具は、労働安全衛生法第44条の2に基づく型式検定に合格したものとする。
- (オ 低圧回路を取扱う作業において感電のおそれがある場合は、絶縁用保護具を着用し、活線作業用工具を用いる。
- (カ 低圧回路に接触することにより感電のおそれがある場合は、当該部分に絶縁用防具を装着する。ただし、絶縁用保護具を着用することにより、感電のおそれがない場合は、この限りでない。
- (キ 作業中は、活線及び活線近接作業の範囲を表示する。

第3章 工事仕様

1. 外灯更新工事

海上保安学校構内の外灯15本を取り換える。
 取り換える外灯のうち3か所は基礎が埋設されているため基礎の嵩上げを行う。
 撤去した外灯は適法に処分する

2. 防犯灯設置

- (1) プール施設
 - プール施設北面の庭園灯に防犯灯を増設する
 - 防犯灯は以下の仕様と同等以上とする
 - 種別 LED 照明
 - 光束 1100lm

3 時計修繕

(2) 第二厚生棟

第二厚生棟南西面に防犯灯 2 台を設置する
防犯灯は以下の仕様と同等以上とする

種別 LED 照明
光束 2240 l m

(3) 配線

(1)については既設配線を流用し、(2)により増設した防犯灯へは第二厚生棟最寄りの既存分電盤から配線する
(延べ 120m)

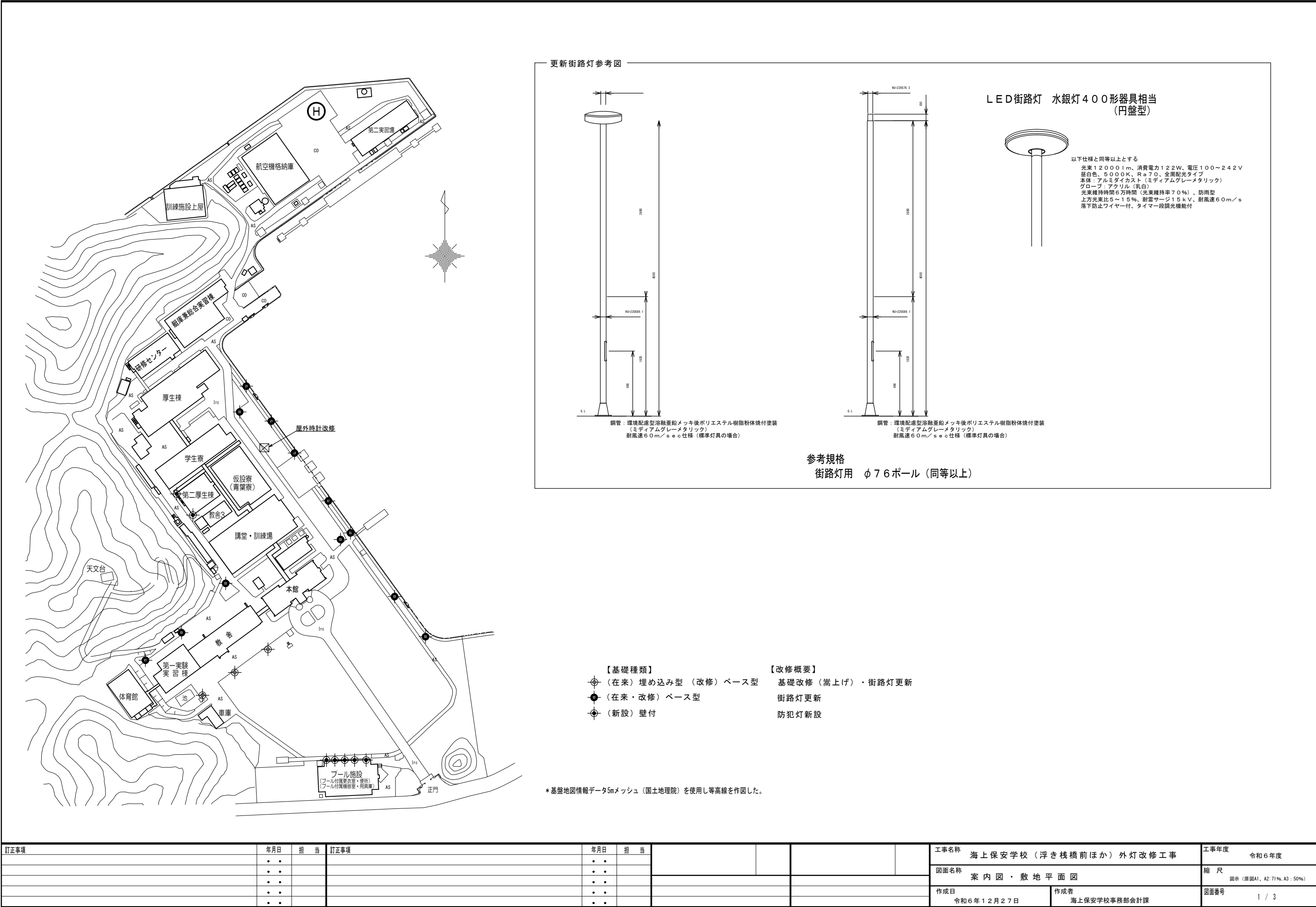
(1) 時計用部品取替え

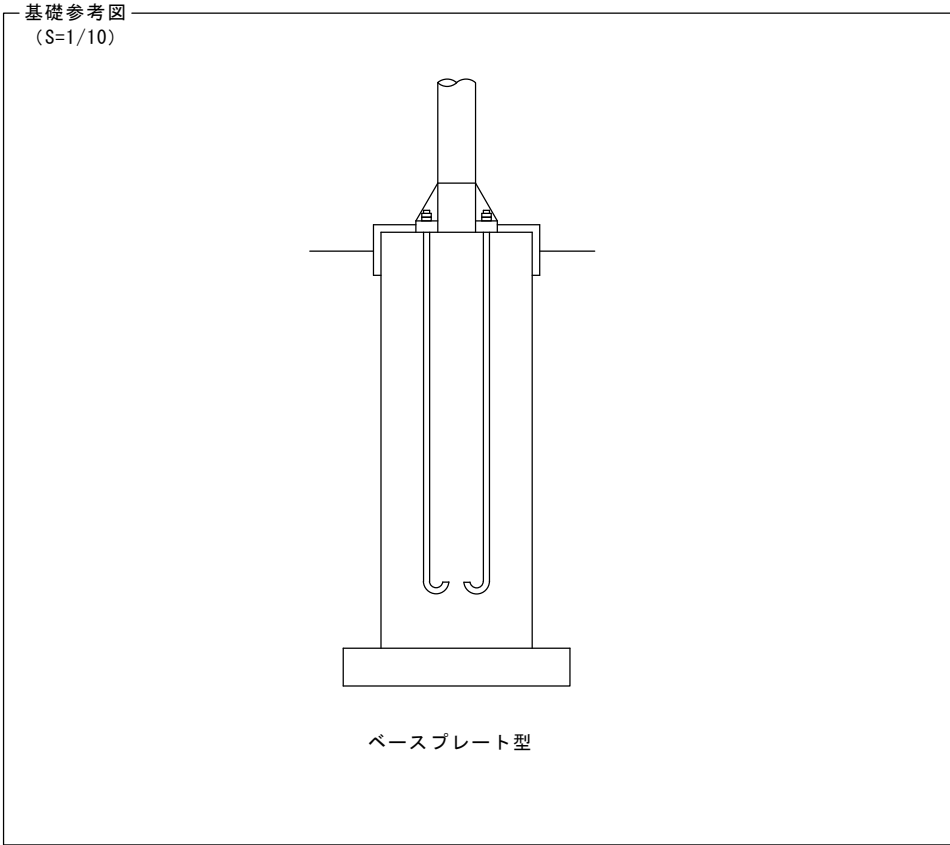
以下の部品を取り換える

- ・太陽光電池受光部 ×1 台 (SL10)
- ・パネル部 (ポリカーボネート) ×2 枚

(2) 支柱建替え

時計の支柱 1 本を撤去のうえ建替える。





支柱時計修理

(1) 時計部品交換

太陽電池受光部 SL10 × 1台

パネル部（ポリカーボネート） × 2枚

(2) 支柱建替え

時計用標準段付きポール × 1本



訂正事項	年月日	担 当	訂正事項	年月日	担 当					工事名称	海上保安学校（浮き桟橋前ほか）外灯改修工事	工事年度	令和6年度
	・ ・			・ ・						図面名称	外灯改修参考図	縮 尺	図示（原図A1、A2：71％、A3：50％）
	・ ・			・ ・						作成日	令和6年12月27日	作成者	海上保安学校事務部会計課
	・ ・			・ ・						図面番号		2 / 3	

